

所得税と市・県民税の申告はお早めに！

申告受付期間 2/17(月) ▶ 3/17(月)

申告の必要な人は、申告受付期間中に申告をお願いします。

また国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の申告も受け付けます。

国所得税＝岩国税務署 ☎(22)0111、市・県民税＝課税課 ☎(29)5054、総合支所、支所

申告期間中は会場の混雑緩和を図るため、受付時間を設けています！

下記時間内に市役所 2 階課税課市民税班の受付で、番号札を取って会場内でお待ちください。

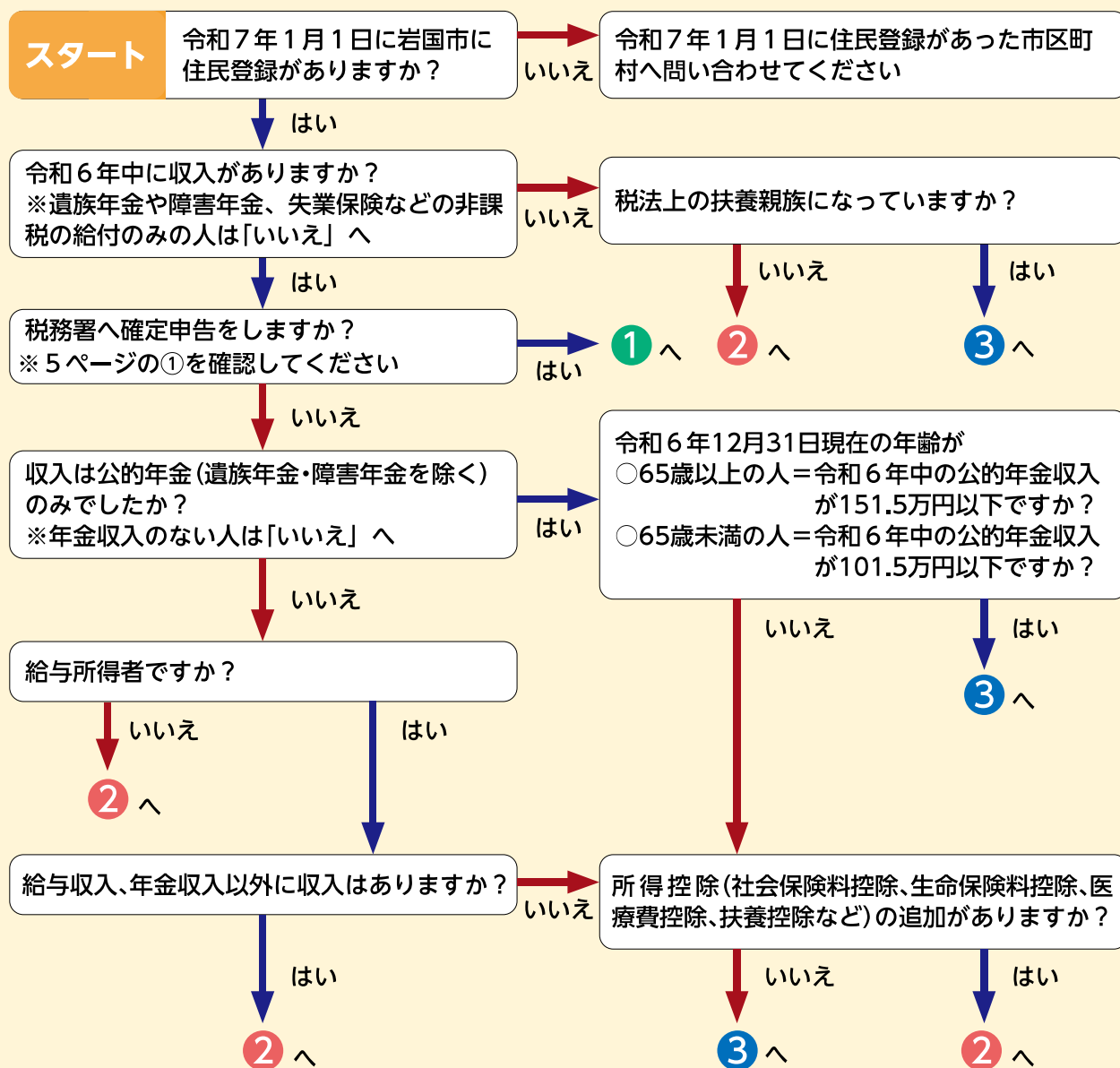
○ 2月17日(月)～21日(金) 8時30分～15時 ○ 2月25日(火)～3月14日(金) 8時30分～16時

○ 3月17日(月) 8時30分～12時

「令和7年度市・県民税申告書」と「申告書の書き方」は市ホームページからダウンロードできます。

※市ホームページは1月中旬から閲覧できます。詳しくは課税課市民税班までお問い合わせください

申告が必要か、確かめてみましょう！



①の人は… 税務署で確定申告をしてください

所得税の確定申告が必要な人 ☒

●令和6年中の各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

- ☐ 営業・不動産業・農業などを営み、事業所得があった人

※年金所得者は、条件を満たした場合に確定申告不要制度が選択できます。詳細は国税庁ホームページなどでご確認ください

●給与所得者の一部の人

- ☐ 給与収入が2千万円を超えた人
- ☐ 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えた人
- ☐ 給与を2カ所以上から受け、年末調整されなかった給与収入金額と、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超

えた人

●確定申告をすると所得税が還付される人

給与所得者や年金所得者などで確定申告をする必要のない人でも、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ☐ 住宅ローン控除を受けられる人
- ☐ 多額の医療費を支払った人
- ☐ 災害や盗難に遭い、損害を受けた人
- ☐ 年途中で退職し、再就職しなかった人で、年末調整を受けていない人
- ☐ 寄附金控除を受けられる人

●令和6年分定額減税の対象になる人

- ☐ 令和6年中に所得税の定額減税を受けていない人
- ☐ 年末調整されていない控除や所得の追加があり、所得税の定額減税額が変わる人

②の人は… 課税課または総合支所、支所に市・県民税の申告書を提出してください

市・県民税の申告が必要な人 ☒

令和7年1月1日現在、岩国市に住民登録がある人は、原則として市・県民税の申告が必要です。

●市・県民税の申告が必要な人

- ☐ 営業・不動産業・農業などを営み、事業所得があった人
- ☐ 生命保険契約などによる一時金や個人年金など一時所得や雑所得があった人
- ☐ 上場株式等以外による配当所得があった人
- ☐ 給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書の提出がなかった人
- ☐ 恩給・年金を受けた人で、社会保険料などの所得控除を受ける人
- ☐ 雑損控除・医療費控除などを受ける人

※給与・公的年金以外の所得がある人は、所得税の確定申告が不要となる場合であっても、市・県民税の申告は必要です

※確定申告をしない人でも市・県民税において、所得控除を追加する場合は、市・県民税申告書の提出が必要です

●国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料は、申告された所得額などを基に計算します。加入者および世帯内に加入者がいる世帯主や世帯員は、保険料を正しく算定するため、申告してください。

※上記保険に加入していない人も、世帯内に加入者がいる場合、申告してください

※無収入または少額収入のみの人、遺族年金・障害年金・失業給付金などの非課税収入のみの人であっても、同居する家族の税法上の扶養になっていない場合、申告がないものと見なされ、保険料の軽減が適用できない場合があります

③の人は… 市・県民税の申告をする必要はありません

○税務署へ所得税の確定申告をした人

○令和6年中の所得が給与または年金だけで、その支払い者から市へ「給与支払報告書」または「公的年金等支払報告書」が提出されている人

市役所、各総合支所および各支所で確定申告をされる際には、「利用者識別番号」が必要となりますので、事前に取得してください。

○確定申告の人Ⅱ利用者識別番号の
確認書類

○マイナンバーカードや、本人確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）

● 次の場合、それぞれ必要な書類を用意してください

○給与や年金収入があつた場合

↓令和6年分の源泉徴収票

○営業・農業・不動産所得などがあった場合

↓収支内訳書と収入・支出の内容が分かるもの

○社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除を受ける場合

↓保険料の支払証明書など

○配偶者控除や配偶者特別控除を受ける場合

↓配偶者の所得金額が分かるもの

○医療費控除を受ける場合

↓医療費控除またはセルフメディ

※寝たきりの人のおむつ代の控除を受ける際には、医師が発行した「おむつ使用証明書」など

○寄附金控除を受ける場合

↓
寄附金の証明書

※土地・建物・株式譲渡等の分離課税、青色申告、住宅借入金等特別控除やその他複雑な内容の申告については、税務署へ相談してください

社会保険料控除とは、納税者が自己または自己と生計を一にする配偶者やその他親族の負担すべき社会保険料（国民健康保険料や介護保険料など）を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができる制度です。公的年金から特別徴収された保険料は年金受給者本人の社会保険料控除になりませんが、普通徴収により納付した場合は、実際に保険料を負担した人が社会保険料控除を申告することができます。

収支内訳書や医療費控除等の明細書は、作成して持参してください。

公的年金以外の雑所得がある人は、確定申告が不要であっても、市・県民税の申告は必要です。

● 公的年金以外の雑所得とは

報酬、個人年金、シルバー人材センターの配当金など

国民健康保険料・後期高齢者医療
保険料・介護保険料の令和6年中の
納付済確認書は1月下旬に送付する
予定です。

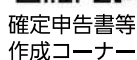
国保年金課 ☎(29)5088

●申告書の作成はスマホ・パソコンが便利です

確定申告書を提出する人の3人に2人がe-Taxを利用しています。

「確定申告書等作成コーナー」は、

いつでも自宅で申告書が作成可能で、計算誤りがなく便利です。

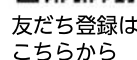


●確定申告の相談には入場整理券が必要ですよ

整理券は次のとおり配布します。

①国税庁LINE公式アカウントを友だち登録し、来場希望日時を選んで事前発行

※希望日の10日前から発行可



② 税務署で当日分の配布

※状況により後日の来場をお願いする場合があります

●スマートフォンを利用した申告を推奨しています

マイナンバーカードを持っている

人は①利用者証明用電子証明書（数字4桁）、②署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）のパスワードの持参をお願いします。

記入済みの確定申告書を提出する人は、郵送で広島国税局業務センター防府分室に提出してください。

※今年から提出先が変わっています

提出先
〒747-1853

山口県防府市寿町6番39号

防府地方合同庁舎広島国税局業務セ

ンター防府分室

問岩国税務署 ☎ (22) 0111

申告時期は、駐車場が大変混雑します。できるだけ公共交通機関を利用してください。

所得税などの確定申告の相談

場所	申告会場開設期間	受付・相談時間	対象税目
岩国税務署	2月17日(月)～3月17日(月) (土・日曜、祝日は除く) ※贈与税は2月3日(月)～	○受付＝8時30分～16時 ○相談＝9時～17時	○所得税及び復興特別所得税 ○個人事業者の消費税・地方消費税 ○贈与税※

市・県民税の申告受け付け、出張申告受け付け

開催日、受付時間を確認し来場してください。住んでいる地区の日時で都合がつかないときは、別の地区の会場または課税課、総合支所、支所で申告してください（郵送可）。

また国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の申告も各会場で受け付けます。

岩国

日時 2月17日(月)～3月17日(月)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時

【2月17日(月)～21日(金)は15時まで、3月17日(月)は12時まで】

場所 市役所 2階課税課市民税班

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月26日(水)	9時30分～15時	愛宕供用会館
2月27日(木)	9時30分～10時30分	中央公民館藤河分館
	12時～14時	中央公民館御庄分館
	15時～16時	中央公民館師木野分館
3月4日(火)	9時30分～12時	中央公民館北河内分館
	14時～16時	中央公民館南河内分館
3月5日(水)	9時30分～12時	中央公民館 小瀬分館
	14時～15時30分	装港供用会館
3月6日(木)	9時30分～15時	平田住民ホール
3月11日(火)	9時30分～15時	灘供用会館
3月12日(水)	9時30分～12時	川下供用会館
	14時～16時	岩国供用会館※
3月13日(木)	9時30分～15時	中央公民館通津分館

※中央公民館が休館中のため、岩国供用会館で実施します

由宇

日時 2月17日(月)～3月17日(月)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時

【2月17日(月)～21日(金)は15時まで、3月17日(月)は12時まで】

場所 由宇総合支所 1階市民福祉課

広報いわくに2月1日号と同時配布の「所得税、市県民税の申告について」で地区・時間などを確認してください。

美和・本郷

日時 2月21日(金)～3月17日(月)（土・日曜、祝日は除く）
9時～16時 【3月17日(月)は12時まで】

場所 美和総合支所 市民福祉課および本郷支所

広報いわくに2月1日号と同時配布の「市・県民税の申告について」で対象地区・時間などを確認してください。

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月17日(月)	10時～15時	北門ふるさと交流館
2月18日(火)		秋掛構造改善センター
2月19日(水)		本郷ふるさと交流館
2月20日(木)		

玖珂

日時 2月17日(月)～3月17日(月)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時 【3月17日(月)は12時まで】

場所 総合センター奏 1階会議室1

1月10日発行の地域版「今月のお知らせ」および広報いわくに2月1日号と同時配布の「申告日程表」で地区・時間などを確認してください。

周東

日時 2月26日(水)～3月17日(月)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時 【3月17日(月)は12時まで】

場所 総合センター日向 1階会議室1

広報いわくに2月1日号と同時配布の「所得税、市県民税の申告について（お知らせ）」で地区・時間などを確認してください。

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月17日(月)	9時30分～13時	周東川越公民館
2月18日(火)		周東米川公民館
2月19日(水)		周東中田公民館
2月20日(木)	9時30分～14時	周東南総合センター
2月21日(金)	9時30分～15時	周東祖生公民館
2月25日(火)	9時30分～14時	

錦・美川

日時 3月4日(火)～17日(月)（土・日曜は除く）
9時～16時 【3月17日(月)は12時まで】

場所 錦総合支所 会議室

広報いわくに2月1日号と同時配布の「市・県民税申告日程について」で地区・時間などを確認してください。

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月17日(月)	9時30分～15時	南桑出張所
2月18日(火)		美川支所
2月19日(水)		
2月20日(木)		
2月21日(金)		
2月25日(火)		深須出張所
2月26日(水)		高根出張所
2月27日(木)		
2月28日(金)		
3月3日(月)		